

令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託 仕様書

1 事業の目的

令和8年(2026年)は本県が誕生して150周年を迎えることから、この機会をきっかけとして、県公式 SNS の登録者数の増加を図る取り組みを進め、本県行政への関心向上や理解促進を進める。

2 委託業務内容

(1)静岡県誕生150周年アンバサダーの選定:以下の条件で候補者を1名提案すること。

(ア)本県にゆかりがあり、特に若年層に訴求する全国的な知名度を有し、地元貢献する意欲のある人物。

(イ)県公式 SNS 登録者数増加に貢献できる人物。

(ウ)当アンバサダーが本業務に従事することができるよう、所属事務所及び静岡県と調整すること。なお、詳細については、委託者と受託者で調整のうえ決定する。

(2)アンバサダー委嘱式の実施

(ア)アンバサダー委嘱式に、アンバサダーが出席するように調整すること。

(イ)日時や場所等は委託者と調整のうえ、決定すること。

(ウ)場所については静岡県庁内を考慮に入れること。

(エ)委嘱式に必要な装飾等の物品は受託者が調達すること。

(オ)実施に係る会場費用は受託者が負担すること。

(3)アンバサダーのお祝いメッセージ動画の制作

(ア)アンバサダーが静岡県誕生150周年をお祝いするメッセージ動画を制作すること。

(イ)制作した動画は、県および県内市町で配信できるよう調整すること。

(ウ)受託者は動画構成案の作成、撮影場所の確保、撮影、編集を行う。

(エ)その他の使用範囲については、委託者と受託者で調整のうえ決定する。

(オ)お祝いメッセージ動画

項目	内容
発信時期	①令和8年8月21日から令和9年3月31日(予定)
配信媒体	県公式 SNS、県公式 YouTube
配信の詳細	・1分程度の動画 ・150周年の意義や静岡県出身者としての誇り、未来への想いを語る。 ・県イメージキャラクター「ふじっぴー」のグッズを持つ
その他	・動画の周知宣伝のため、広告配信を行う

(カ)県内施設の訪問動画

項目	内容
配信時期	①令和8年8月21日から令和9年3月31日(予定)
配信媒体	県公式 SNS、県公式 YouTube

配信素材	<ul style="list-style-type: none"> ・5分程度の動画 ・150年の歴史の中で、地域産業の振興等に貢献している施設を訪問(訪問先:2~3箇所程度)
------	---

(4) 広報物の制作及びプロモーション

広報物は、ポスター、チラシについて①アンバサダー②LINE プレゼント企画(※②はアンバサダーは起用しない。)の2種類を制作すること。

- (ア)アンバサダーのポスター及びチラシは、委託者が活用できるようにアンバサダーの所属事務所と調整すること。
- (イ)制作したポスタービジュアルは、静岡県及び県内自治体の広報誌あるいはSNS等で掲載できるようにアンバサダーの所属事務所と調整すること。
- (ウ)その他の使用範囲については、委託者と受託者で調整のうえ決定する。
- (エ)制作したポスター及びチラシ各2種類を以下の仕様に沿った上で、梱包し、委託者が提供する送付文を印刷し同封のうえ、別途指定する送付先約160箇所(別紙1を参照)へ発送すること。

区分	ポスター	チラシ
サイズ	A2	A4
デザイン	片面2種類(①②)	両面2種類(①②)
色	カラー	カラー
部数	1,450	10,000
用紙	マットコート紙 135K	マットコート紙 90K
校正	校正は3回程度実施(うち1回は色校とする)	
配布時期	契約後、速やかに実施すること	

(オ)アンバサダーを起用したプロモーションとして、県庁本館前大型看板と、静岡駅地下道ショーケースに以下の仕様でパネルを制作し、設置・撤去すること。

- ・県庁本館前大型看板 横 2420mm×縦 2430mm×厚さ 33mm
(見え寸: 横 2420mm×縦 2371mm)
- ・静岡駅地下道ショーケース:横 1400mm×縦 804 mm
(見え寸: 横 1372mm×縦 770mm)

掲載時期:令和8年8月1日から令和8年8月31日

(5) シール、POP の制作

協力企業と協働で実施するプロモーションに使用するため、静岡県誕生150周年記念デザインのふじっぴーと、県公式LINEの二次元コードを入れたシールとPOPを作成すること。以下の仕様で制作し、デザインは契約後に委託者と調整すること。発送は委託者の指定する枚数に梱包し、指定の場所へ発送すること。

(ア)シールの作成

- 大きさ:縦 40mm×横 30mm 以内
- 素材:ミラーコート 普通粘着
- 枚数:6,000枚
- 配布先①:県内1箇所(計3,000枚)

※イメージ



配布先②:県内9箇所(計 3,000 枚)

仕上り:シートタイプとし、各送付先ごとに仕分けること

校正:3回程度

納品時期:契約後速やかに実施すること。見本品を作成し、提出すること。

(イ) POP の作成

コンビニ用 POP のデザインを制作し、各店舗6枚ずつ梱包し、委託者の指定する場所(1箇所)へ発送すること。

大きさ:縦 75mm×横200mm(以下図のとおり)

素材:アートポスト、240kg

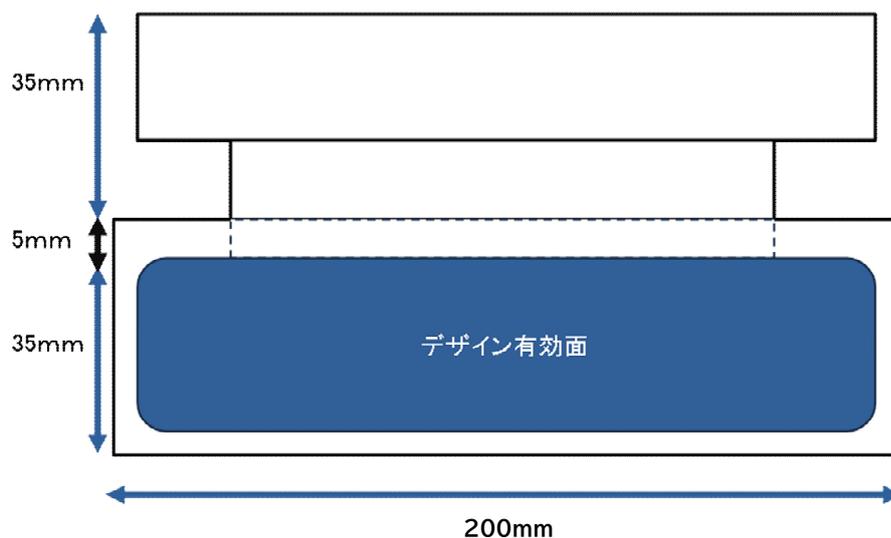
配色:片面 4/0C

枚数:4560 枚(1 店舗あたり6枚×760 店舗分)

加工:抜き加工、筋押し加工、角R

校正:3回程度

納品時期:契約後速やかに実施すること。見本品を作成し、提出すること。



(6)LINE プレゼント企画

令和8年6月から12月までの間で、委託者が定める期間に以下の企画を実施する。プレゼント品の詳細は別紙2による。

- ①アンバサダーの動画と関連した県公式LINEプレゼントクイズ企画(1回)
- ②協力企業(3社)との連携による応募・抽選企画(計2回)
- ③協力企業(4社)による賞品提供の県公式LINEプレゼントクイズ企画(2社ずつ、計2回)

(ア)賞品の調達

受託者は、福産品WEBカタログに掲載されている下記ふじっぴーグッズを、委託者が定めた期日までに調達すること。委託者で用意するその他の賞品は、受託者に引渡す。調達困難な品物がある場合には、委託者と協議すること。

<調達品>

ふじっぴーのぬいぐるみ(大)70個、ふじっぴーのぬいぐるみ(小)40個、
ふじっぴーのランチバッグ40個、ふじっぴーのハンドタオル30個
※別紙2のプレゼント発送品以外は、広聴広報課に納品

(イ)備品の発送

②の商品購入により応募可能なプレゼント企画については、(5)(ア)(イ)により受託者
で制作のうえ、委託者が定める送付先に送付すること。

(ウ)クイズの企画

受託者は県民等の郷土への愛着と関心を高められるような、静岡県にまつわるクイズ
とその答えを企画すること。クイズの数等については委託者と受託者の協議により決定
すること。

(エ)抽選

抽選は委託者が実施し、抽選結果を受託者に通知する。

(オ)発送

受託者は当選者計160名のうち1社分の当選者を除く140名に、委託者が指定する
期日までに賞品を梱包・発送し、賞品の到着確認を実施する。

(カ)県公式LINE用プレゼントクイズ画像の作成

受託者は県公式LINEプレゼントクイズ企画を告知するサムネイル画像を作成し、
LINEプレゼント企画の告知日の3週間前までに初校を提出すること。校正の回数は委
託者と受託者の協議により決定すること。

(キ)その他

商品・サービスに関してトラブル等が生じた場合は、県と提供企業と協議のうえ、適切に
対応すること。

(7)地元企業との連携企画

地元企業の協力により、賞品を合計で20名にプレゼントするため、以下の業務を実施する。

(ア)賞品の調達

受託者は、委託者が指定する企業から賞品を調達する。

(イ)クイズの企画

受託者は県民等の郷土への愛着と関心を高められるような、静岡県にまつわるクイズ
とその答えを企画すること。クイズの数等については委託者と受託者の協議により決定
すること。

(ウ)抽選

抽選は委託者が実施し、抽選結果を受託者に通知する。

(エ)発送

受託者は当選者計20名に、委託者が指定する期日までに賞品を梱包・発送し、賞品
の到着確認を実施する。

(オ)県公式LINE用プレゼント画像の作成

受託者は県公式LINEにプレゼント企画を告知するサムネイル画像を作成し、LINE
プレゼント企画の告知日の3週間前までに初校を提出すること。校正の回数は委託者と
受託者の協議により決定すること。

(カ)その他

商品・サービスに関してトラブル等が生じた場合は、県と提供企業と協議のうえ、適切

に対応すること。

(8)LINE 登録キャンペーンの実施

- (ア)県が県公式 LINE 登録キャンペーンを実施するにあたり、実施するための道具の運搬（ふじっぴー、ブース設置に必要な備品）、ブースの設置、LINE 登録を促進するためにふさわしい配布品を用意すること。（期間中 1 回を想定）
- (イ)アクター、LINE 登録用パネルは委託者(県)が用意する。

(9)静岡県誕生 150 周年のパネルの撤去

県庁本館前大型看板(横 2420mm×縦 2430mm×厚さ 33mm)と、静岡駅地下道ショーケース(横 1400mm×縦 804mm)内にある、静岡県誕生 150 周年のパネルを4月 30 日中に撤去すること。

(10)SNS 登録者数増加の企画

県公式 SNS の登録者数が増加するよう、各種手法による企画を提案すること。

4 留意点

- (1)受託者は県公式 SNS 登録者数が増加するよう、業務を進めること。
- (2)受託者は、委託者と協議の上、アンバサダー所属事務所との緊密な連携を図りながら業務を進めること
- (3)必要に応じて業務全般の変更調整等、柔軟な対応が取れるよう委託者と密に情報共有すること
- (4)各種権利に関する確認や登録商標に関する確認(権利侵害の有無)は、受託者が行うこと
- (5)業務の遂行に当たっては、委託者と調整の上、実施すること
- (6)要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する

5 成果品等の納品

(1)納入形態

(ア)動画データは下記の2種類とする

- ①ファイル形式:MP4、解像度:フルHD(1,920×1,080)、映像アスペクト比 16:9
- ②ファイル形式:MP4、解像度:フルHD(1,080×1,920)、映像アスペクト比 9:16

(イ)制作過程で作成した資料一式

(企画提案書、絵コンテ、映像素材、画像素材、写真素材、シナリオ等)

(ウ)業務報告書

(紙:1部、データ:一式(PDF))

(2)納品場所

静岡県 広聴広報課

(3)成果品の権利の帰属

- ・成果品が有体物である場合、その所有権は納品完了とともに、委託者に帰属する。
- ・成果品に関する著作権(著作権法第27条、第28条に係る権利を含む)は、委託料の支払い完了と同時に委託者に移転する。ただし、受託者が権利を有する著作で、あらかじめ受託者が明らかにするものを除く。また、成果品に含まれる既存著作物に関する著作権、出演者の肖像

権、その他の第三者の権利については、当該権利者に留保されるものとする。

(4) 成果品の使用範囲

・委託者は、アンバサダーが起用された成果品については以下の使用範囲でのみ使用することができる。

使用目的:「令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託」に関する広報活動

使用期間:契約日から令和9年3月 31 日まで

・委託者が、成果品の二次利用を希望する場合、使用期間内であればその利用範囲について事前に受託者の確認をとるものとする。

6 その他

(1) 委託料の支払い

県は受託者に対して、全ての業務の完了確認後に支払う。

(2) 守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(3) その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。

(様式第1号)

令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託
企画提案参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県 広聴広報課長 様

所在地

名称

代表者

印

令和8年度SNS活用広報推進事業業務委託の企画提案に参加したいので、参加資格の確認を申請します。

宣 誓 書

住 所
商号又は名称
氏 名



当法人は、以下の参加資格をすべて満たすことを宣誓します。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、類似業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の(1)から(7)に該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - (3) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者